

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社センター
川崎みどり保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	川崎みどり保育園
種別:	地域型保育事業
代表者氏名:	菊地賀世子
定員(利用人数):	12名(10名)
所在地:	〒210-0002 神奈川県川崎市川崎区榎町7-1-101
TEL/FAX:	TEL:044-589-8877 / FAX:044-589-9877
ホームページ:	https://www.centerjp.com/kawasaki/info/index.html
開設年月日:	2015年1月5日
経営法人・設置主体:	株式会社センター

職員数	常勤/非常勤	常勤:5名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	保育士:8名	
		看護師:1名	
		栄養士調理員:2名	

施設状況

保育室:1室	トイレ:2ヶ所
調理室:厨房	事務室:別階1室
園庭:無	

③理念・基本方針

<p>経営理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの最善の利益を第一目的とし、最高水準の保育の質を追求し、維持します。 ○保護者や地域社会から信頼される保育所を運営します。 ○質の高い保育所の運営を長期的に実施できる体制を構築します。 <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○創意工夫により、常に改善を行い、保育の質を継続的に向上させます。 ○経営力と創意工夫により、保育の質と維持・向上とスリムな経営体質を両立させます。 ○従業員がストレスなく、長期に勤務できる労働環境を整備します。

④施設・事業所の特徴的な取組

- (株)センター系列保育園があり、助け合っている。
- 戸外活動を、多く取り入れている。
(歩行・階段歩行・自然観察・運動遊び・砂遊び他)。
- 手遊び・歌・リミックを、自然に取り入れている
(CDやピアノ・楽器や手足を使い楽しむ)。
- 0～2歳児の混合保育。混合保育のなかに、年齢別保育を、取り入れている。
- 一人ひとりと丁寧に関わる、アットホームな保育環境。
(7:00から18:00の開所時間の他に延長保育(18:00～20:00)も行っています)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年7月8日

訪問調査日:令和3年11月10日

評価結果確定日 :令和4年2月16日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回: 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)子ども中心の保育で子どもの育ちを大切にしています

子どもと密に接した保育をしたいと希望する職員によりアットホームで温かい園となっています。『子ども側から見たらどう感じるか?』という視点を大切にしています。職員は、一人ひとりに寄り添いながら子どもの言葉や表情、行動を全身で受けとめ、受容的・応答的な関わりを実践しています。職員全員で話し合い、すべての子どもを見守りながら保育を行っています。子どもの発達段階や特徴を理解しています。小規模園の特徴を活かして、それぞれに応じた発達の援助を、適時適切に行うよう努めています。心身共に健やかに育成されるよう、乳児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげ、一緒に体験したり考えたりすることも大切にしています。

2)保護者との交流を大切にしています

保護者との送迎時における会話をとても大切にしています。送迎時のわずかな時間を、保護者と信頼関係を築く時間として対応しています。朝は「おかわりありませんか?」と声をかけをします。保護者から聞いた内容をその日の保育内容に反映させ、子どもの様子に寄り添いながら柔軟な対応を行っています。お迎えの時間には、できる限りその日の子どもの過ごし方やエピソードなどを伝え、保護者と思いをひとつにして子どもを見守ることに努めています。少人数のためチームワークの良い関係が出来て、風通しの良い雰囲気は保護者にも伝わり、園への信頼につながっています。

3)外国籍や特別に配慮が必要な子どもを受け入れ、関係機関と連携しています

両親が日本語ができないなどの3ヶ国の外国籍の子どもを受け入れています。外国籍であることや育った環境、文化の違いでの支援が必要な子どもに対しては、支援方法を検討し、最良の支援ができるように努め、日本の生活や制度を説明するなどの取組をしています。配慮が必要な子どもには、川崎区や発達支援センター・療育センターと連携して対応しています。加配がつかない場合でも、シフトを工夫して無償の加配をつけて、皆で子どもを支援しています。

◇改善を求められる点

1)シフト間の情報共有

非常勤の職員が半数であること、シフト制を導入していることから職員全員が一同に集まる機会が少なく、職員に伝えきれないことがあります。職員が負担なく保育に取り組めるように、更なる情報共有の工夫が期待されます。

2)ボランティア・実習生の受け入れ検討

保育を志す教育実習生やボランティアの受け入れに関する基本姿勢が明文化されておらず、マニュアルがありません。子どもと職員の笑顔あふれるアットホームな小規模保育園の良さを一人でも多くの方に知っていただくために、また、社会福祉人材育成の観点から、ボランティアや実習生の受け入れを検討し、方向性を明確にすることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 川崎みどり保育園

第三者評価を受ける前に、職員全員で第三者評価について話し合い、理解して取り組めたことが、とても良かったです。

第三者評価により、常勤・非常勤の先生方それぞれの「保育園運営について」理解の深まりの違いが明確になり、個別に対応する事が出来ました。

「保育」においても、先生方の素直な声を聴く事ができ、話し合うことが出来ました。先生方の真摯な取り組みに、感謝しています。

今では、保育に向き合う先生方の力強い団結力を感じています。

また、園長として第三者評価を受けたことは、川崎みどり保育園をいろいろな角度から考える機会になり、とても勉強になりました。

これからも保育の質の向上のために、努力していきたいと思います。

川崎みどり保育園 園長 菊地賀世子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

理念、基本方針を資料、ホームページ等で紹介しています。入園説明会時に重要事項説明書と別紙の資料により保護者に説明しています。理念では、法人や保育所の使命、目指す方向、考え方を示しています。基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっています。理念や基本方針は、職員には入職時に説明を行い、タイムレコーダーの近くに掲示し、毎日確認するようにしています。職員への周知徹底は会議や研修会での説明や話し合いの中で図られています。理念や基本方針は、わかりやすい資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知は、打ち合わせ時などで周知状況を確認しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人と共に事業環境を把握・分析して、小規模保育が必要と認識しています。経営環境を把握して、認可外保育園、認定保育園B型、認定保育園A型、認可保育園と変遷しています。地域のニーズや行政の要請に対応して、外国籍の園児も受け入れ、小規模の特徴を活かして、子どもたちの成長・発達を見守り、取り組んでいます。また、配慮が必要な子どもに対して、定められた以上の加配を行っています。経営コスト分析を行い継続できる体制を構築しています。これら社会ニーズに対応した受け入れと質の良い保育により、行政からの信頼も得ています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人のもとに複数の保育園がありますが、園長会議はありません。経営環境と経営状況の把握・分析は、保育園により異なるとの判断で、園長と法人とで経営課題を明確にし、具体的な取組を決めています。法人と園とで保育の内容や設備の整備、職員体制等を認識・分析しています。経営や改善すべき課題について、グループ別に分けた職員会議で職員に説明し、内容を共有ノートのサインによって周知を確認しています。年4回(6、9、12、3月)の研修会で、改善に向けての取組について話し合っています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

保育に関する中・長期の事業計画を文書化して、目標(ビジョン)を明確にしています。中・長期計画は、園長の目標を文書にして共有化を図っています。目標等は都度に見直ししていますが、その内容が具体的な施策にまでは至っていません。また、数値目標や成果等の評価を行えるものにはなっていません。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中・長期計画を反映して、単年度における事業内容を計画しています。計画により、玄関のひさしを設置しました。子どもにとって必要な保育を皆で話し合っています。単年度計画には、内容の具体性や数値目標ではなく、実施状況の評価には至っていません。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画の策定と実施状況の把握や見直しは、日々の話し合いで策定しており、職員に周知されています。期間中には、職員会議などで実施状況を把握し、進捗状況を確認しています。必要な場合には、事業計画の見直しを行っています。年度末の運営委員会でも事業計画の確認を行っています。計画内容を会議などで職員に周知していますが、職員により認識の差があり、理解を促すための取組を課題をとっています。特に、常勤、非常勤でシフトを組んで運営しているため、周知徹底に努力しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画を10月の保護者懇談会、6月の保護者交流会で保護者等に知らせています。また主な内容は便り(すくすくだより、食育だより等)で保護者に知らせています。事業計画の内容を保護者に分かりやすくする工夫までには至っていません。年度末には法人、園長、第三者委員の他に保護者代表(3~5人)も加わった運営委員会で、事業計画の主な内容を理解してもらおう取組を行っています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育の質の向上に向けて園全体で取り組んでいます。年4回の園内研修で子どもの成長・発達のための話し合いを行い、職員で共有しています。保育について保護者アンケートを実施しています。年度末には、第三者委員、保護者代表も交えた運営会議で評価結果などを確認しています。職員による自己評価を年に4回行うとともに、第三者評価等も定期的に受審しています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

評価や監査で明確になった課題を職員で共有しています。課題について職員と話し合い、コロナでの掃除の仕方など、取り組むべき課題について改善しています。コロナの感染予防をしつつ、子どもが使えるように、絵本は3つのグループに分けて準備しています。改善策や改善の実施状況を確認し、必要に応じて改善を行っていますが、計画的な改善計画策定は行っていません。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、「分担表」にて、役割と責任を明らかにしています。園長は『今日も笑顔で・・・』の文書で、自らの考えを明確にして職員に知らせています。文書で示すと共に、口頭での説明を重視して職員の納得につながるようにしています。会議や個別の話し合いの中で、園長の思いや役割などを伝えています。有事（災害、事故等）における園長不在時の分担は、災害時の交通手段などを配慮して、事前に指示しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

認可保育所として法令順守責任者を明示して職員に周知しています。園長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、区役所や療育センターなど利害関係者と適正な関係を保持しています。園長は、法令遵守の研修には参加していませんが、幅広く情報を集め、遵守すべき法令等を把握し、職員会議などで事例をもとに話し合っています。園長は、職員に対して遵守すべき法令等を話していますが、職員周知の徹底に不十分との認識を持っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、保育が抱える現状について評価して、分析と検討を行っています。外国籍で配慮が必要な子どもへの保育について職員と話し合い、子どもの気持ちを大切にどのような支援するかを検討しています。園長は自ら保育に入り、改善点など保育の質について指導して、職員が迷わずに保育を行えるように配慮しています。保育の質の向上について、若い世代の職員に、やさしさ、思いやりの必要性を伝えています。お互いに意見を言い合えるような環境に配慮して、職員が保育の質の向上についての意見を反映できるよう取り組んでいます。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、在園児の状況を把握し、人事、労務、財務等を踏まえて分析・運営を行っています。加配以上の職員配置については職員に理解してもらい、シフト調整などで経営の効率を図っています。職員と話し合い、コロナ感染予防等を効率化して子どもに接する時間を大切にしています。園長は基本方針の実現に向けて人員配置を配慮し、負担が職員にかからないように、「分担表」などで体制を整えて職員の働きやすい環境整備に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園が目標とする保育の質を確保するため、「川崎みどり保育園採用について」を作成し、必要な福祉人材や人員体制を明確にしています。必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方・計画を示し、保育担当職員は非常勤も含め全員が保育士の資格を保有しています。採用した職員には、クラブ活動などの団体活動経験のない若い職員もいて、チーム活動の進め方などの育成も実施しています。職員へは個別対応でキャリアパスを考えて育成し、人材を確保しています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

法人の理念に基づき、職員採用について期待する職員像等を明確にしています。小規模保育園であり、常勤・非常勤の職員や経験年数などを十分に把握して、職員とコミュニケーションをとり、人事管理を行っています。園固有の運営を行い、園長と職員は話し合い、法人と調整して人事を進めています。採用の基準は明確にしていますが、配置・異動・昇進等の人事基準は文書化していません。職員と話し合い把握した意見や評価等に基づき、改善策を実施しています。日常、保育について話し合う中で、職員は園長と一緒に将来を考えることが出来るようにしています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員個々の就業環境や職員の意向を理解して、必要があれば園長を中心に改善に取り組んでいます。職員の休暇取得や時間外労働を把握して、シフトを組み、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。園長は職員の家庭の状況を重視して、ワーク・ライフ・バランスに配慮しています。園長の思いである『今日も笑顔で・・・』の文章の中で職員への配慮を示し、随時に職員の相談に乗り、職員の健康などの確保に努めています。園長は職員に一人で考え込まずに声に出すことを勧め、小規模保育園での情報共有とチームワークに配慮しています。特に職員の就業前と就業後にはコミュニケーションを取り、職員の様子を把握して、職員が働きやすい環境に配慮しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

園では「期待する職員像」を明確にし、自己評価を実施して、職員一人ひとりの目標管理を行っています。個別面接は定期的には行っていませんが、職員一人ひとりが保育目標を持ち取り組むようになっています。職員の目標設定が、行動が起こせる目標であるかを園長が判断し、その進捗を日々の中で確認しています。小規模で職員も少ないことから、進捗確認等の中間面接は行っていません。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

職員の教育・研修に関する計画を事業計画、年間研修計画として示していますが、「期待する職員像」との関連は示されていません。計画には必要とされる研修を明示しています。コロナ感染症により研修参加が難しくなりました。その反面でWEB研修の機会が増え、時間的に参加しやすくなり、非常勤も含めて職員全員が受講できる研修もありました。今後に向けて、研修の評価と見直しを行い、効率的で有効な研修を検討しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員の経験や習熟度、専門資格の取得状況等を把握して研修につなげています。二人の新任職員には、園長が保育に入りOJTを個別に行っています。テーマを選び、年に4回の園内研修を実施しています。保育士や栄養士などの職種別に研修を行っていますが、職員の技術水準に応じた階層別研修、テーマ別研修等の機会を確保するように努力しています。研修参加が残業になり私生活に影響を及ぼさないように配慮しています。WEB研修により非常勤の職員も集合時間内に受講できるように配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

0、1、2歳児の小規模保育園のため、教育実習の依頼が無い状況です。インターンシップ制度による川崎市立高校の生徒を受け入れたことはありますが、実習依頼がないこともあり、実習生の受け入れ体制の整備には至っていません。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページで、法人、保育所の理念や基本方針、保育の活動内容を公開しています。法人として系列保育園の第三者評価の受審を計画的に進めています。重要事項説明書に、苦情・要望等の窓口（受付担当者、解決責任者）や外部の第三者委員を明記して公表しています。苦情等は「苦情受付・解決記録」によって記録し、必要に応じて改善・対応の状況について公表しています。地域へ向けての、理念や園の活動等を説明した印刷物等の配布は行っていません。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

川崎市への申請・報告も含めて、園における事務、経理、取引等は法人及び園長が行い、職員等に周知しています。年に1回、事務、経理、取引等について法人による内部監査を定期的に行っています。園を含めた法人全体の事業、財務について、外部による助言等を受けています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子ども個々の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

川崎市を通じて、地域との関わりがありますが、その基本的な考え方などは文書化していません。地域の方への情報提供や地域の行事参加などは行っていません。地域の老人ホームと交流を行い、散歩でのあいさつや近くの神社、公園で他園の子どもと交流をしています。地域からはベビー布団の提供を得たこともあります。子ども・保護者に応じて、地域における療育センターや保育子育てセンター等を利用するよう支援しています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

c

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア等への基本姿勢の明示や体制などは整備されていません。園長は近隣の市立小学校の教育推進委員として協力していますが、園として地域の学校協力について基本姿勢を明文化していません。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために、関係機関・団体の連絡方法を「かわさき きっず」を活用して適切に連携しています。川崎市保育子育て支援センター、通訳支援事業、児童相談所等の社会資源を明示して、子ども・保護者の状況に対応しています。対応について職員会議で説明し、職員間で情報の共有化を図っています。関係機関と定期的な連絡会等はありませんが、問題の解決に向けて協働しています。家庭での虐待等が疑われる子どもへの対応について、川崎市や児童相談所などの機関と連携を図っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

川崎市の担当と連携を持ち、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。地域ニーズにより、外国籍の子どもや特別に配慮を要する子どもの状況を把握しています。地域ニーズを把握する定期的な会議はありませんが、小学校の教育推進員の会議には園長が参加し、協議の中で地域ニーズの把握に努めています。川崎市の「子育て支援事業」に参加して福祉ニーズの把握に努めています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

川崎市の担当と連携を持ち、地域ニーズに応じて、外国籍の子どもを複数受入れています。公益的な事業や活動に関する計画策定には至っていません。「赤ちゃんの駅」登録により園の機能を地域へ還元し、地域の方が保育園を利用できるようにしています。保育に関するノウハウ等の情報を地域に還元する取組や、地域コミュニティの活性化、必要な人への福祉支援などの公益的な活動は今後の課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念、基本方針は、保育園玄関、事務室内、ホームページに掲示し、職員が折に触れて目にするよう工夫されています。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、園内研修を行っています。外国籍の子どもにどのような支援が必要なのか「外国籍の子ども達の理解」についての研修を行いました。職員全員が、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、各家庭の状況に応じた個別の対応がどのように必要なのかを具体的に学びました。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアル等は、機密情報遵守ルールにて職員に周知徹底しています。大通りに面した立地で人通りの多い環境ながら、カーテンを活用し、外部からは見えないよう配慮した保育が実施されています。個人情報に記載された書類は、事務室内で施錠保管し、適正な取り扱いをしています。保護者対応は、話す場所や声の大きさなどに配慮し、わかりやすく伝えられるよう心がけています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 エ 見学等の希望に対応している。
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用者が保育所を選択するために必要な情報として、川崎市の小規模保育事業等一覧に掲載しています。そこから保育園のホームページに移動することができます。ホームページは、写真や図を駆使し、簡潔でわかりやすく構成されています。見学等の希望にも対応しています。事前予約のうえ、一組ずつ30分程度かけて、実際の保育を見てもらいながら実施しています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保育の開始にあたっては、入園前に個別面談を行い、基本的な生活習慣について聞き取りを行っています。また、3歳以降の保育や就学の意向についても保護者の意向を把握し、子どもと保護者の安定した関係に配慮しています。入園説明会では、保育園の生活や運営について、資料を用いて説明しています。配慮を必要とする外国籍の保護者のために、資料にはふりがなをふり、丁寧にわかりやすく伝える工夫をしています。必要があれば、通訳を介して保護者支援を行っています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所等の変更にあたり、保育の利用が終了した後も関りは継続していることを卒園児の保護者に伝えていきます。施設長が窓口となって、保護者が相談に来たり、子どもと一緒に遊びに来たりと気兼ねなく交流できる環境づくりに努めています。また、保育の継続性に配慮し、進級先にあわせた郵送による引き継ぎ文書の送付、電話での卒園児の申し送りを実施しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

利用者満足把握する仕組みを整備し、個人面談・保護者交流会・保護者懇談会・保育参観・運営委員会を保育園側から主体的に実施しています。保護者の意向を把握することに努め、子どもを中心とした保育を軸にして検討し、具体的な改善を図っています。利用者満足に関する調査は定期的には行われていませんが、職員は朝夕の送迎時に気軽に活発に保護者とコミュニケーションをとっています。日頃から保護者の意向に触れ、相互理解を深めるよう努めています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組みが確立され、保育園運営規程に記載されています。苦情相談窓口・第三者委員が整備されています。玄関にメッセージボックスが設置され、保護者や職員に周知する取組が行われています。現時点では、保護者の苦情相談はなく、案件がないため報告はしていません。職員は、保護者に積極的に声をかけ、日常的な要望や意見は迅速に対応し、信頼関係を築くよう努めています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者に対し、入園前から「何でも気軽にご相談ください」と資料の配布や声かけをしています。相談したり意見を述べたい時に、職員に相談しやすいよう配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴を実施しています。内容によってはその都度迅速に園長が対応しています。入園後も、保護者を支援する園の取組が積極的に示せるよう、相談に関する文章の配布が期待されます。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談や意見を積極的に把握し、相談内容をすぐに確認しています。職員全員で共有し、改善課題を明らかにしたうえで、保育の質の向上に反映させています。また、意見等に対して丁寧にわかりやすく保護者に回答する仕組みを確立しています。職員がシフトで勤務しているため組織的な対応は困難な状況です。判断に迷う際にはすぐに園長に連絡しています。この仕組みを重要事項説明書に掲載していますが、手順などわかりやすく示した対応マニュアルの策定が望まれます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

安心・安全な福祉サービスの提供のため、ヒヤリハットを報告し、収集した事例への適切な対策をとっています。水遊びマニュアルや散歩、不審者対応のマニュアルも整備しています。安全チェック一覧などを使い、日々の保育でも気になることは職員共有ノートを活用し、声に出して確認するなど、再発しないよう園全体の問題としてとらえています。また、外部研修に参加し、危険への気づきを促しています。子どもの安全確保・事故防止に配慮しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

子どもの安全確保のため、感染症対策を行っています。玄関横に感染症情報を掲示して、保護者への情報提供を行っています。また、職員は園内研修で看護師より感染症について学び、感染症マニュアルを確認しています。季節や保育の提供場面に応じた適切な対応をしています。現在流行している新型コロナウイルスに対しては、消毒や換気などの予防を行う一方、それが職員の過度な負担とならないような体制の工夫をしています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害時の対応体制が決められています。防災計画や洪水計画を定めて、消防署と行政に提出しています。開園前、17時以降に地震が起きた場合の対応は、別途職員周知の資料を作成しています。立地条件から、多摩川が氾濫した場合には1階が水没する影響を受けるため、垂直非難を行うことを決め、2階の事務室に備蓄をしています。防災計画等を整備し、毎月さまざまな災害を想定して避難訓練を行い、「訓練記録」に残しています。子ども、保護者及び職員の安否確認の緊急連絡網を整備しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

園では「今日も笑顔で・・・」(職員版/園長版)にて保育への姿勢を明示し、さらに「標準的な実施方法」を文書化しています。「今日も笑顔で・・・」には、子ども主体の保育、公平な心、安全管理等に関わる姿勢を示しています。標準的な実施方法について、開園から閉園までの基本を記載して、土曜日の手順、災害時対応等についても明記しています。標準的な方法で実施しているかについては、日常の行動や面談で確認していますが、確認する組織的な仕組みはありません。園は小規模園であり、職員全員が個々の子どもを理解し寄り添いながら保育を行っており、画一的な保育とはなっていません。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

見直しの時期や方法を決めていませんが、園長が毎年の状況に合わせて保育の実施方法を確認・見直し、子どもたちに合わせて修正しています。見直し結果は、必要に応じて全体的な計画や年間指導計画、月度保育計画、週日指導計画に反映しています。見直しにあたり、職員会議や運営委員会、保護者懇談会等からの意見や提案を反映するようにしています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

クラス担任が指導計画を作成し、園長の確認を得ています。入園前に関係者からの情報を得て、子どもや家庭の情報を確認しています。アセスメントは手順を決めて実施し、必要に応じて関係者に相談しています。全体的な計画に基づき、子どもと保護者等の具体的なニーズにより年間計画、月案、週案・日案と指導計画を作成しています。指導計画に基づく保育実践については、作成担当の常勤職員及び非常勤職員で共有しています。外国籍の支援困難ケースへの対応では、子どもだけではなく保護者の状況も含めて検討し、関係者と協力して適切な保育の提供につなげています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

子どもたち一人ひとりの計画を、状況や変化に応じて見直しています。乳児の保育では成長発達の度合いや家庭の状況が変化しやすいため、随時に見直して修正しています。指導計画の見直しについて、園長や職員会議等で検討しています。小規模保育園であるため職員全員ですべての子どもに注意を払い、保育現場に入る園長も確認しています。指導計画の評価・見直しにあたっては、常勤職員が担当者となっており、変更した内容を、職員全員に周知しています。見直しや評価した結果は次の指導計画の作成に生かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況等は、「週日指導計画・日誌」によって把握し記録しています。「週日指導計画・日誌」には、指導計画のねらいや保育者の援助と配慮等も記入できるようになっており、計画と実施を記録で確認することができます。記録する職員によって記録内容に差異が生じないよう、園長が確認してサインするようにしています。職員のシフトも必要な情報が的確に届くように、職員会議議事録に全員のサイン欄を設けて周知の徹底を図っています。コンピューターネットワーク等を通じて情報共有を徹底する仕組みは今後の課題となっています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「機密情報順守ルール」「運営規定」等により、子どもの記録の保存や廃棄、情報の提供に関する規定を定めています。記録管理の責任者を園長と定め、個人情報の不適正な利用の事例を取り上げて、園内での研修を行っています。職員に個人情報保護を伝え、外部の人の目につくところに書類を置かないことが習慣となるように指導しています。個人情報の取り扱いについて、入園時などで保護者等に説明しています。書類は保育室、別階の事務所のそれぞれで保管するもの、鍵のかかるところに保管するものを決めて実施しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育所の経営理念、基本方針に基づいています。乳幼児の特性を理解し、保護者と共に子どもの成長を育んでいけるよう、園長と保育に関わる常勤職員で作成しています。子どもの発達過程については、継続児がどのような成長をしているのか、育ちの連続性に留意しながら、具体的な姿を意識しています。そのうえで、各成長段階を踏まえた教育、指導に関する大きな枠組みを丁寧に作り上げていきます。外国籍の子どもが多い地域の実態に応じるため、入園前に面接を行いどのような支援を行うべきかを計画に反映させる必要があります。宗教・文化・習慣の理解など園全体での配慮が必要とされ、養護・教育・食育の観点から創意工夫をして作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育園の環境は、生活にふさわしい場として、常に子どもが心地よく過ごせるかを考えて整備しています。大通りに面した環境ながら、外の騒音は聞こえません。また、大きなガラスの扉から採光を取り入れながら、室内の様子が外から見えないようすりガラスが採用されています。夏場には扉を開放し、環境に配慮して水遊びを行うこともできます。家具や遊具の素材・配置等も工夫され、歩く前の乳児がいる場合はフェンスで隔てて、安全を確保できるようにしています。年齢ごとに過ごす際にはパーテーションを使用して空間を確保するなど、危険を回避しながら楽しく安全に過ごす方法を工夫しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

職員全員が、一人ひとりの子どもの様子を理解・受容し、対応しています。子どもの発達過程に留意し、外国籍の家庭環境から生じる個人差を十分に把握しています。子どもの気持ちに寄り添い、温かい気持ちで援助をする保育を実践しています。職員と十分にスキミングをとり、気持ちを満たしながら落ち着いて過ごせるよう適切に対応しています。保育の流れの中で、せかす言葉を不用意に用いてしまう場面があったと反省する職員がおり、改善すべき課題として今後園内研修を行うことになりました。作業や時間にとらわれないためにはどうすべきか意見を出し合い、意識の共有を図っています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達にあわせて、その子どもに見合った生活習慣を身につけられるよう柔軟に対応しています。トイレでの排泄に慣れるように排泄の間隔に留意し、強制することなく成功体験が増えるよう援助しています。また、食事の際には、スプーンやコップを自分で持ちたい気持ちを尊重しています。子どもの日々の情報が保育現場では大変重要であると認識して、迷わない援助につなげています。子どもの様子をどれだけ把握できているかに、常勤と非常勤職員の間で差が生じています。どのように情報を伝達し共有していくか、またチームワークを高めていくかを課題として取り組んでいます。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの年齢や発達に応じて安全性に配慮しながら、子どもが自己を発揮できるように、くつろいで過ごせる保育環境を整備しています。職員全員が、子どもの思いを受容しながら、日々の生活や遊びを工夫しています。安心して過ごせる室内・戸外の環境を整えることにより、五感の働きを豊かにし、明るく伸び伸びと行動することができます。職員は、その生活の中から、少しずつ自主的・自発的に物事に取り組む気持ちが芽生えてくる様子を見守っています。また、異年齢保育を行っているため、日常的に全園児で遊んだり、活動内容によっては年齢分けをして、いろいろな友だちと人間関係が育まれるよう援助しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児が安心して過ごせる環境を整備し、思い切り元気に手足を動かしてずりばいやハイハイが楽しめるよう配慮しています。誤飲するような玩具は避け、発達過程に応じた玩具を目に付くところに置き、手に取ってみようと思える環境構成にも気を配っています。家庭と連携しながら、生活リズムを整え、安定した生活を送る心地よさを感じられるよう支援しています。外国籍の家庭とは丁寧に面談を行い、川崎区の栄養士に相談・来園してもらい、生活リズムと離乳食の大切さを伝えました。家庭と連携を密にすることで、より心地よい保育園生活が送れるよう努めています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

環境については、子どもが過ごしやすいことを一番に考えて適切に整備しています。全職員が担任の意識を持ち、子どもの思いや気持ちを尊重して見守っています。また、興味関心を示した様子を大切に、自発的な活動ができるよう職員が関わっています。自己主張によるトラブルも多くなり始める年齢になりますが、子どもの自我の育ちは、受容的・共感的な態度で見守りながら、友だちとの関わりの中立ちをしています。昨年度より、子育て支援センター・療育センターと連携し、計画的な環境の構成とより手厚い援助が行えるように努めています。保護者にも保育園での様子を伝えて、家庭と信頼に満ちた連携が図れるようにしています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0歳から2歳児の保育園のため、3歳以上児のための環境の整備を行っていません。2歳児の秋以降において、来年以降の見通しを立てた保育を心がけています。

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

職員は、障害のある子どもの保育についてキャリアアップ研修や園内研修により必要な知識や情報を得ています。配慮を必要とする子どもが、落ち着き安心して生活できる環境を整備しています。職員を1名加配し、細やかな支援を行うことで、保育園全体の活動がスムーズに行えるよう、また、職員に過度な負担がかからないようにしています。保護者には園での様子を伝えるほか、繰り返し面談を行い、適切な情報を伝える取組を行っています。現在は、療育センターから専門的な助言を受け、3者が連携して子どもにあった速度で成長発達が促される保育を目指しています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。

- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

子どもの1日の生活状況についての職員間で連携し、共有しています。引き継ぎの際には、正確に伝達を行い、保護者や子どもが不安にならないよう取り組んでいます。長時間にわたる保育では、活動と休息のバランスに留意しながら、穏やかに過ごせるよう、欠かさず配慮を行っています。保育園生活の1日の流れは設定していますが、子どもの様子にあわせて予定を組み立て直すなど、保育の工夫も行っています。担当保育士と保護者との連携については、連絡帳を活用するほか、送迎時の笑顔での声かけを通して信頼関係を築き、安心して子どもを預けられる保育園であるよう努めています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳までの保育のため、実施していません。園長が近隣の小学校の教育推進委員のため、小学校の様子等を聞くことができます。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関しては、身体測定・健康診断・歯科健診・健康観察・発育発達状態の把握・新型コロナウイルス感染拡大予防などを行っています。職員と調理員、嘱託医と連携し、子どもの健康状態に関する情報を共有しています。子ども一人ひとりの健康観察票を毎日記入し、心身の状態の把握に努め、記入事項やメモは、早番から遅番へ情報伝達に活用しています。乳幼児突然死症候群に関しては、定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態をチェックするのはもちろんのこと、温かい気持ちで見守る大切さについても全職員で実施しています。保護者に対し、運営規程で緊急時等における対応方法と感染症について周知するほか、入園資料にも「体調について」でお知らせし、保育園での取組について理解を得ています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断・歯科健診の結果は、定期健康診断・歯科健診ファイルに記録され、職員全員に周知しています。健康診断の結果は、連絡帳に記載し、場合によっては口頭で保護者に伝えていきます。また、保育室内には、保護者が見やすい位置に保健だよりが掲示され、日常的に健康への意識が高められるよう配慮しています。診断結果に基づいて嘱託医の指導を反映した保育を行っています。2歳児からは、歯ブラシとコップを持参し、自分で歯を磨く指導をしています。口の中をきれいにする習慣が少しずつ身につくよう、歯磨きが子どもの生活習慣の一部になるよう促しています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに関して、診断書等を健康管理委員会に提出しています。子どもの状況に応じた適切な対応に努めています。保護者には、アレルギーに関する十分な聞き取りを行います。除去食を実施する場合には、毎月除去食項目を記載したシートと献立表を一緒に渡して、確認をしてもらうなど、双方の連携を密にして、保育園での生活に配慮しています。除去食は、ほかの子どもたちとの相違に配慮するために、専用トレイとカードを用いています。さらに、調理師、園長、職員の3重チェックを実施し、組織的に対応する体制を確立しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。

 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

保育室には、今月の献立表が保護者の目につきやすいように掲示されています。保育園内で調理される昼食は、子どもの成長や状況に合わせて提供し、食事を楽しむことができるよう、清潔で安全な環境を整えています。新型コロナウイルス感染症予防のため、子ども同士が向かい合わないよう配慮しています。また、ゆったりと落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしています。発達段階に応じた食事を提供するだけでなく、苦手なものも職員の言葉かけによって少しでも食べられるように援助し、外国籍の子どもに対しては、食事の習慣の違いがあるため、何度も保護者と話し合い、その気持ちに寄り添いながら、食事の方法や量などを工夫しています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。

- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

衛生管理については、調理員が毎年研修を受け、専門知識の向上に努めています。毎月給食会議を実施し、季節の食材を取り入れています。調理員は、毎朝園長とその日の献立の提供について打合せを行ってから調理を開始しています。それによって、一人ひとりの子どもの体調に考慮した提供ができています。病後の子どもがいる場合などには、その日はご飯を少し柔らかめに炊いたり、きめ細やかな配慮をしています。調理室は保育室の横にあり、調理員は子どもの様子を感じながら調理を行っています。日々子どもたちが食事をする様子を見ながら、献立や調理の改善に役立っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

子どもの生活を充実させるために、保護者交流会・保護者懇談会・保育参観・個人面談を実施し、家庭との連携を図っています。保育参観については、希望があれば随時行い、必要な場合には個人面談を実施し、家庭と保育園での子どもの様子について話し合い、保護者の理解を得よう努めています。国籍や文化の違いを理解し、尊重して対応することを心がけ、内容に応じて保育に反映させています。全て記録に残し、日々の保育に必要な内容は、職員ノートに記入して全職員が情報共有しています。日常的には、連絡ノートだけでなく、朝夕の送迎時における保護者との会話を重視し、相互理解を深めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者との日々のコミュニケーションについては、連絡帳だけではなく、朝夕の送迎時における会話をとても大切にしています。職員には、登降園時の保護者対応についてマニュアルを配布し、保護者と信頼関係を築く大切な時間である共通認識しています。保護者には、保育所の特性や保育士の専門性を活かした援助を行っています。相談を受けた職員が適切に対応できるようマニュアル化し、無責任な対応は行わないよう指導し、難しい場合は園長が速やかに対応する体制を整えています。相談内容は職員ノートに適切な記録を行い、全職員で情報を共有しています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

職員は日常的に親子に接しています。そのため、それぞれの心身の状態と家庭での養育の状況を把握し、虐待等権利侵害の可能性を早期発見、または虐待を予防できる立場であることを理解しています。送迎時における保護者との会話の際にも、その様子に気を配っています。いつもと違うと感じた際には、すぐに全職員で情報を共有し、対応を協議する体制を整えています。保育時間中は、子どもの様子を観察し、確認を行います。特に登園時や保育中の衣類の着脱・排泄の際には、マニュアルに基づいて視診を丁寧に行っています。児童相談所等の関係機関と連携し、保護者と子どもを見守る体制を整えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は、年4回の園内研修にて定期的に自己評価を行い、保育実践の振り返りを発表します。自己評価を共有することで互いに学びあい、保育内容の問題点や課題への気づきを促し、保育の専門家としての自覚と資質の向上に努める意識を高めています。研修で自分を振り返るコツを学び、前回の評価からどのような結果を得たのか主体的に考え、そして今後にどのようにつながっていくかを丁寧に文章化することを心がけています。自分が達成できたと感じたらその先へ前進していく意欲を持てる自己評価を積極的に行っています。園長は、個人の自己評価を保育園全体の自己評価として受け止め、全員が同じ方向を向いて保育を行えるよう配慮しています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323